

**令和7年度ファミリーホーム等開設に向けた  
横浜市児童養護施設等環境改善事業費補助金交付にかかる法人等 募集要領**

**1 補助事業の概要**

**(1) 趣旨**

児童養護施設等において、虐待を受けたこども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしているこどものケア（養育）には、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供していくことの重要性が高まっています。

また、昨今、一時保護所に保護されている児童について、措置先の児童養護施設等の受入枠に空きがない等の事情により、保護児童の一時保護期間の長期化と定員超過の慢性化も大きな課題となっており、社会的養護の受け皿の確保が喫緊の課題となっています。

横浜市においても、これに対応するケア形態の小規模化・地域分散化及び社会的養護の受入枠の更なる確保を推進していくため、ファミリーホーム、小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを新設し、事業を実施する事業者を選定します。

選定した事業者に対しては、開設に向けた改修等に係る必要な費用を補助します。

**(2) 補助事業の内容**

**ア 対象となる補助事業者**

| 設置者                                                         | 施設種別                              |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者 | 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム |

**イ 対象事業及び補助額**

| 補助事業                                                                         | 補助限度額                                              | 補助率                 | 対象経費              |
|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------|-------------------|
| (ア) ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業 | (ア) 1施設当たり 8,000 千円                                | 補助限度額の範囲内において、10/10 | (ア) 改修、備品購入にかかる経費 |
| (イ) ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの新設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用を加算       | (イ) 1施設当たり 2,000 千円を(ア)に加算（対象期間は、改修期間を含む最大6か月とする。） |                     | (イ) 賃借料           |

## 2 公募スケジュール

| 時期  |    | 手続き等                              |
|-----|----|-----------------------------------|
| 7月  | 1日 | 申込開始<br><br>8/29 事前申込締切           |
| 9月  | 中旬 | 面接<br>(横浜市における申込審査)               |
| 10月 | 上旬 | 内示<br>設計開始<br>【設計期間 1 か月半～2 か月】   |
| 11月 |    | 設計完成<br>(横浜市における設計審査)<br>補助金申請書提出 |
| 12月 |    | 施工業者選定<br>工事着工<br>【工事期間 2～3 か月】   |
| 1月  |    |                                   |
| 2月  |    | 竣工                                |
| 3月  | 上旬 | 補助金確定                             |
|     | 下旬 | 補助金支払                             |
| 4月  |    | 開設                                |

※ 令和7年度中の事業完了が必須となるため、所要期間にご注意の上、申込をご検討ください。

## 3 申込について

### (1) 募集期間

令和7年8月29日(金)まで

※申込を希望される場合は、必ず事前相談にお越しくください。

※来庁される際は、電話でご予約をお願いいたします。

(問い合わせ先・本要領最終ページ参照)

### (2) 事前相談について

#### ア 事前相談前に確認が必要なこと

- ・ 建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。

※ 新築建物の内装改修の場合は、開所前年度の2月末日までに、検査済証の交付等が確認できること。

- ・ 児童福祉施設及びファミリーホーム関連法令等に適合するものであること。

**【既存建物改修の場合】**

- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。  
(昭和 56.5.31 以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

**【新築建物の内装整備の場合】**

- ・ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

**イ 事前相談の際に必要な書類**

- ・ 既存施設の定員構成や実利用人数等が分かるもの及び図面（案内図、平面図等）
- ・ 整備を計画している施設の配置図、平面図、案内図（周辺施設、公園等）の位置が分かるもの
- ・ （既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し  
(又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」)
- ・ 開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）

**ウ 事前相談書類の提出方法**

電話でご予約及び事前にPDF等のデータを送信していただいたうえで、相談にお越しください。

**【提出先】**

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階  
こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係  
電話：045-671-2394

Eメール：[kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp)

(最寄駅) みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

**(3) 申込書の提出**

**ア 提出書類**

**(ア) ファミリーホームの場合**

- ・ 申込書（第1-1号様式）
- ・ 説明書（第2-1号様式）
- ・ 各様式で指定する添付書類

**(イ) 地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの場合**

- ・ 申込書（第1-2号様式）
- ・ 説明書（第2-2号様式）
- ・ 各様式で指定する添付書類

**イ 提出方法**

原則として、データを電子メール送付でご提出ください。

(データ化が困難な場合は、紙で1部印刷してご提出ください。)

(提出先は前項に同じ)

(ア) 様式は必ず、指定のものを使用してください。

(イ) 紙で印刷する場合、書類は可能な限り、両面印刷で作成し、A4縦サイズで統一し、必要に応じてダブルリングファイル(左2穴)等により綴じてください。

その際、インデックス(確認表の番号)を付けてください。

※インデックスは仕切り紙を使用し、添付書類には直接貼り付けないでください。

※不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

#### 4 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いします。

(1) **日時(予定)**

令和7年9月中

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

(2) **場所**

横浜市庁舎(別途ご案内します)

(3) **出席者**

ア 法人代表(法人役員による代行可)又はファミリーホーム等事業実施予定者

イ 施設長、事業責任者予定者

(4) **面接の内容について**

ア 法人や施設の運営に関すること

イ 申請書に記載された内容に関すること

#### 5 選考について

補助対象事業者は、主に以下の評価項目を総合的に審査して選定します。

(1) **設置主体について**

- ・ 補助対象事業者及び運営管理責任者の児童福祉施設や里親等の経験・実績・適性等
- ・ 経営・財務状況、事業実施の資金計画
- ・ 地域とのかかわりの実績・良好な関係づくり
- ・ 過去の監査等指摘事項への対応状況
- ・ ケア形態の小規模化及び地域分散化への対応
- ・ 社会的養護の受け皿拡大への貢献

(2) **施設整備**

- ・ 施設の確保状況
- ・ 施設運営に必要な基本設備

(3) **人員体制**

- ・ 必要な人員体制の確保

(4) **事業運営**

- ・ 施設運営の理念・指針等
- ・ 人材育成の体制

- ・安全対策
- ・危機管理体制
- ・関係機関との連携

## 6 選考結果の通知（内示）について

選考結果の通知（内示）（第3号様式）は、面接の翌月上旬までに、申請者あてに書面で送付します。※選定された法人等は、すみやかに設計作業等に着手してください。

## 7 補助金交付申請書について

設計が進み、補助金交付申請額が精査されましたら、環境改善事業費補助金補助金交付申請書を提出してください。

### 【提出時期】

令和7年11月中

### 【提出先】

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係

電話：045-671-2394

Eメール：[kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp)

（最寄駅）みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

## 8 その他

- (1) 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。
- (2) 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）
- (3) 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- (4) 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

### 【お問合せ先】

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課養護支援係

住 所：横浜市中区本町6-50-10

電 話：045-671-2394

FAX：045-550-3948

E-mail：[kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-yo-go@city.yokohama.lg.jp)